

特定非営利活動法人のわみサポートセンター  
職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき、常勤の役員の報酬に準じて、職員の給与に必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与は、本法人の予算の範囲内において支給することができる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給と特別手当とする。

(基本給の締切期間)

第4条 基本給の締切期間は、当月の1日から月末までとする。

(支払日)

第5条 支払日は、毎月10日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、休日でない直近の日に繰り上げる。

(給与の支払方法)

第6条 給与は、法令の規定により、控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該役員の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

(基本給の額)

第7条 基本給は、時給か固定給とし、時給の場合は法定最低賃金か千円のどちらか高い方とする。

第8条 固定給の場合、職員の月額基本給は、法人の資産および収支の状況を勘案して理事会で理事長が提案し、別に定める。

(特別手当)

第9条 職員に対して、予算の範囲内において、勤務成績等を考慮して特別手当を理事会の決議を得て支給することができる。

(死亡時の扱い)

第10条 職員が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から適用する。(平成25年1月8日理事会決議)